

いわき市立鹿島小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ等問題行動に対応する基本方針

いじめを、

- 「どの子ども、どの学級にも起こりえる」
- 「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。
日常生活の中で把握した事柄を常に、軽微のものとし捉えずに深刻ないじめになる可能性があると考えることが大切である。子どもの変化を見逃がさないように全職員が情報を共有し、早期発見・対応する。

3 いじめ防止のための方向性

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子にも起こりうる可能性があり、もともと身近で深刻な人権侵害である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

4 いじめ防止基本方針策定の目的（4つのポイント）

- ① いじめを未然防止するため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を実施する。
- ② いじめの早期発見のため、「いじめを許さない」・「見過ごさない」の雰囲気作りに努める。
- ③ いじめの早期解決のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。
- ④ 当該児童の安全を保障するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力して対応していけるよう、相談体制・指導體制の充実を図る。

5 主な取り組み

(1) 教 師

- ① いじめの早期発見・対応に努める。
 - 学期に1回の「こまりごと調べ」の実施。
 - 家庭訪問と教育相談の実施。
 - Q-Uテストの実施（9月頃）とその分析（10月）
 - 日常の子どもの観察・把握
 - ・ 子どもの様子を注意深く観察する。
 - ・ 3日以上欠席の子どもの把握と家庭への連絡をする。
 - ・ 情報交換を密にする。
 - ・ 児童に関する情報は、学年主任 → 生徒指導主事
→ 教頭・校長 と報告・相談・連絡する。
 - ・ 必要な情報は全職員で共通理解し、対応する。
- ② 「こまりごと調べ」等で把握した気がかりな子どもについては、引き続き注意深く観察し、個別に相談等を行い対応していく。
- ③ 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと個別指導や学級指導・学年指導等の全体指導を行う。
- ④ 生徒指導全体計画・人権教育全体計画の沿った取り組みを確実に行う。

(2) 子ども達

- ① 帰りの会等で1日を振り返る。
 - 「週のめあて」「1日のめあて」等の反省を行い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手だてとする
 - 「今日のキラりんさん」として、友達の良いところは見つけ発表させることでお互いを認め合わせる。
- ② 月1回の学級での話し合い活動を行う。
 - 「議題箱から」の題材で学級の問題点を出し合い、解決の手だてを考えていく。
- ③ 友達の名前を「～くん」「～さん」で呼び合うことを生徒指導部の取組みとして実践し、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

(3) 家庭との協力

子ども達のストレスを取り除くことやいじめの解決には、家庭の協力が必要であることから、理解と協力を求める。

- ① 家庭で子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに連絡・報告・相談を願う。
- ② いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも話を聞いてもらい、学校・家庭が連携・協力して指導を進める。

6 重大事態への対処

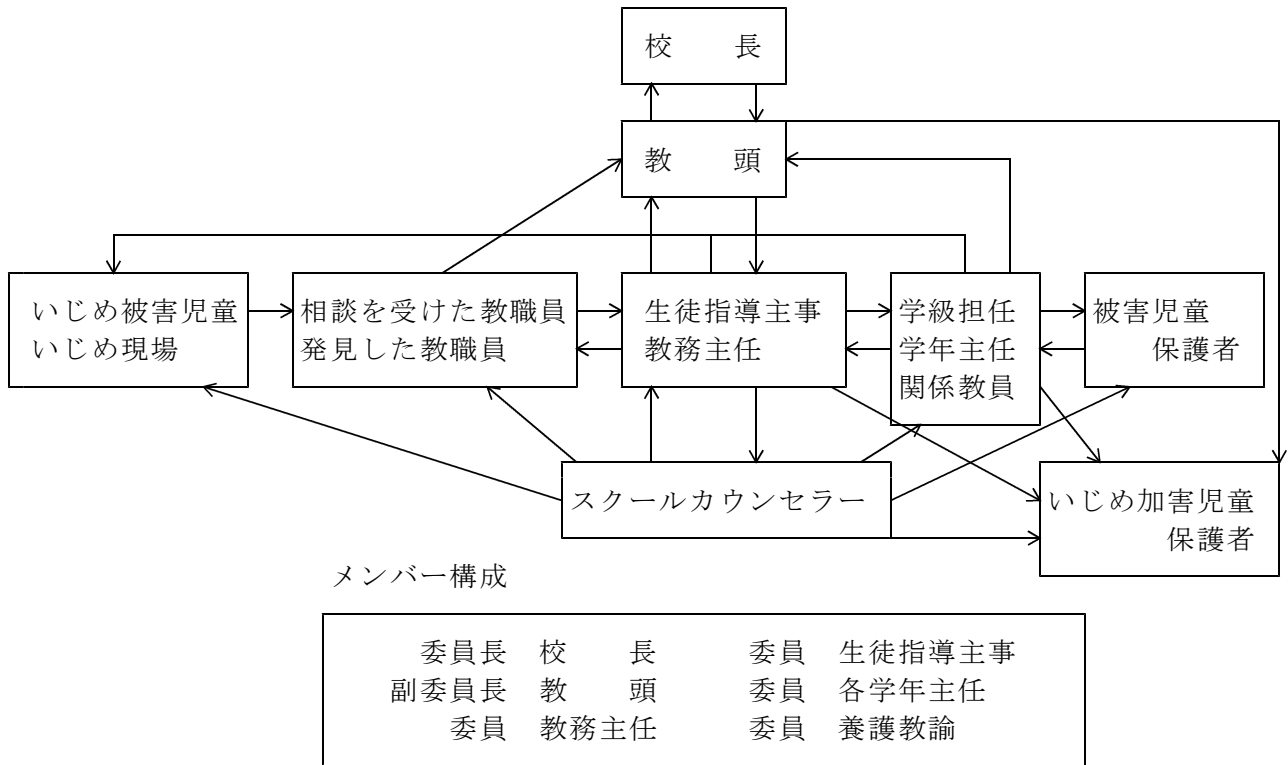
(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

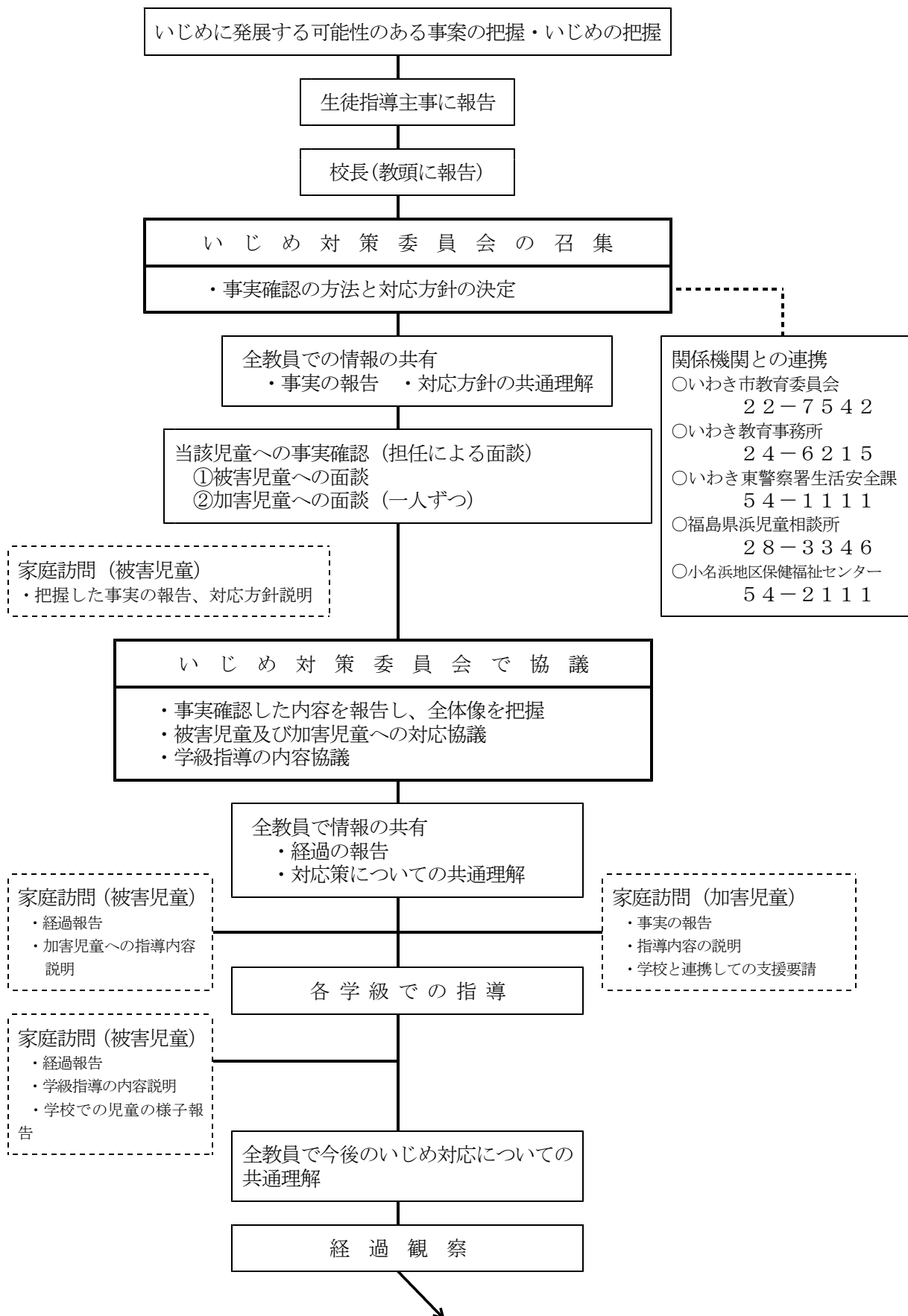
- 重大事態が発生した旨を、いわき市教育委員会に速やかに報告する。
- いわき市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ対策委員会



期	月	「いじめ対策委員会」の取組	その他全教職員での取組
一学期	4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止への取組内容の検討 望ましい集団づくりのための取組内容の検討 いじめ等問題行動に対する学校の方針の検討 1学期の反省と2学期の計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関担当者の把握 学校いじめ等問題行動に対する保護者への説明（PTA総会時） 「こまりごと調べ」の実施 個別相談の実施 1学期の情報交換
	5月		
	7月		
二学期	8月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み中の子ども様子についての情報交換 「こまりごと調べ」の実施 個別相談の実施 教育相談の実施 教育相談後の情報交換 子ども達へのアンケート調査 保護者へのアンケート調査
	10月		
	11月		
	12月		
三学期	1月	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の反省と次年度の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの子ども達の様子についての情報交換
	2月		
定期的取組		<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導全体会や職員会で子ども達についての情報交換 子ども達の1日の振り返り（帰りの会） 今日の「キラりんさん」で友達同士互いに認め合う（帰りの会等） 学校生活向上のための話し合い（生徒指導委員会） あいさつ運動の実施（委員会活動等） 	

8 いじめ対応マニュアル



※ 関係児童への面談の記録を残す。(学級担任)

※ いじめ対応サポート班の協議内容、事案への対応の記録を残す。(生徒指導主事)